

第7章 廃棄物処理対策

策1節 産業廃棄物処理対策

第1 事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定された事業者責任の原則により、事業者が産業廃棄物の適正な処理を行うよう有害物質排出事業所（701事業所）に対し報告書の徴収及び立入検査等を実施し事業者指導の徹底を図った。

一方、同法に基づき、産業廃棄物処理施設設置届出書の受理及び施設の維持管理に関する報告書の徴収を行うなど積極的な指導に努めた。

産業廃棄物処理施設の設置に係る届出の状況は表-108のとおりである。

表-108 産業廃棄物処理施設届出状況

産業廃棄物処理施設名	新 設	既 設	計
汚でいの脱水施設	24 (18)	29 (10)	53 (28)
汚でいの乾燥施設	—	1 (0)	1 (0)
汚でいの焼却施設	—	4 (3)	4 (3)
廃油の油水分離 施設	4 (3)	35 (12)	39 (15)
廃油の焼却施設	1 (1)	5 (2)	6 (3)
廃酸又は廃アルカリの中和施設	10 (8)	54 (24)	64 (32)
廃プラスチック類の破碎施設	—	—	—
廃プラスチック類の焼却施設	5 (3)	5 (0)	9 (3)
有害物質を含む汚でいのコンクリート固化化施設	1 (1)	—	1 (1)
水銀又はその化合物を含む汚でいのばい焼施設	—	—	—
汚でい廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	—	9 (9)	9 (9)
計	45 (34)	141 (60)	186 (94)

(注) ()内は48年度に受理した件数である。

第2 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物に係る処理業の許可に際しては府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行ったうえ、適正なものについて許可した。昭和48年度における許可状況は、許可件数69件で、その内訳は、収集及び運搬業57件、中間処理業4件、埋立処分業7件、海洋投入処分業1件である。

第3 産業廃棄物処理計画の策定

産業廃棄物の適正な処理を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定に基づいて、大阪府産業廃棄物処理計画(案)を大阪府公害対策審議会に諮問した。

第4 広域処理対策の推進

(1) えん堤等の整備事業

大阪府は面積が狭く中小企業が集中しているという特殊事情から産業廃棄物のすべてを事業者のみによって処理処分させることは困難な面もある。このため、本府においては、事業者責任の原則をふまえながらこれを補完する立場で中小企業から排出される産業廃棄物の処理の一部を実施することとし、昭和45年度から堺第7-3区に最終処分地を確保するための施設整備を実施している。

その進捗状況は表-109のとおりである。

表-109 堺第7-3区の施設整備状況

(単位：百万円)

事業名	全 体 計 画		47年度まで施工済		48 年 度 施 工	
	事 業 内 容	事 業 費	事 業 内 容	事 業 費	事 業 内 容	事 業 費
用 地 造 成	65,000m ²	1,720.6	6,500m ²	1,720.6		
えん堤1期	820m	1,645.4	820m	1,645.4		
えん堤2期	3,580m	13,292	下部工 855m	2,115	上部工 840m 下部工 882m	2,296.271
中仕切り堤	1,105m	1,734.729	625m	840	480m	894.729
検 収 所	用地 1,200m ² 施設 118m ²	22.517	用地 1,200m ² 施設 118m ²	22.517		
合 計		18,415.246		6,343.517		3,191

(2) 堺第7-3区における最終処分事業

産業廃棄物に関する最終処分事業をテストケースとして、当面大和川以南において本府及び堺市が実施する公共事業に伴って排出される建設廃材のうち土砂がれきに限って、堺第7-3区において最終処分事業を開始した。

なお、この事業は、(財)大阪産業廃棄物処理公社の事業として実施した。

第5 (財)大阪産業廃棄物処理公社事業

昭和48年度において、(財)大阪産業廃棄物処理公社が実施した事業は①堺第7—3区における最終処分事業②廃棄物処理事業の検討③排出者等との調整④廃棄物の処理、処分に関する調査研究である。

第2節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に関する助成

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新、増設及び改造事業に対し財政援助を行った。

昭和48年度の助成費は2億9千万円で、その対象施設は、し尿処理施設9施設、ごみ処理施設12施設、粗大ごみ処理施設3施設である(翌年度への繰越額7千万円)。

第2 公害防止施設の整備に関する助成

一般廃棄物の処理施設であるし尿処理施設及びごみ処理施設の焼却炉については、府公害防止条例により公害防止装置(洗浄集じん装置)の設置が義務づけられているので、これの整備促進を図るために、昭和48年度において14億1千万円の財政援助を行つた。

その対象施設は、し尿処理施設11施設、ごみ処理施設20施設である(翌年度への繰越額12億2千万円)

第3 一般廃棄物処理施設に関する調査研究

ごみ焼却施設からの排出水の処理方法について技術的開発を行うため、排水処理方法についての調査研究を昭和48年度から2カ年の計画で実施することにした。昭和48年度は、ごみ焼却施設からの排出水の実態調査及び基本設計を実施した。